

令和8年度
札幌市防災資機材購入費補助金
申請の手引き

— 申請期間 —

令和8年7月1日（水）～令和8年12月25日（金）

郵送の場合は当日消印有効

- ※上記期間外の申請については、理由によらず受付できません。
- ※補助金の交付決定は受付順となります。申請が多数のときは、補助金の予算額に達した時点で締切りますのでご注意ください。
- ※申請期間終了日の前に受付を終了した場合は、札幌市公式ホームページにてお知らせします。

防災資機材購入費補助金の申請をご希望される場合は、本手引きをご確認の上以下のいずれかの方法で手続きを行ってください。

【申請方法】

1. スマート申請

札幌市危機管理局ホームページの申請フォームよりお手続きください。
URL <https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/bosaishikizai.html>

2. 郵送または持参

必要書類を下記の提出先までご提出ください。
各様式は上記1と同じ、札幌市危機管理ホームページに掲載しています。

札幌市 防災資機材購入費補助制度

検索

<問い合わせ先・提出先>

札幌市 危機管理局 危機管理部 危機管理課 地域防災担当
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所7階北側
電話番号：011-211-3062
開庁時間：午前8時45分～午後5時15分

— 目次 —

- 1 制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ p 1
- 2 補助金交付までの流れ・・・・・・・・ p 3
- 3 注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ p 6
- 4 記入例・・・・・・・・・・・・・・・・ p 7

1 制度の概要

1 目的

防災資機材を購入する費用の一部を補助することにより、町内会等の自主防災活動を推進し、地域防災力の向上を図ることを目的としています。

2 対象となる団体

自主防災組織として登録している町内会が交付対象です。

※複数の町内会が共同して1つの自主防災組織として登録している場合は、その複数の町内会で1つの対象団体としますので、個々の町内会は申請できません。

※連合町内会による自主防災組織は、組織を構成する町内会が自主防災組織として登録していない場合にのみ、申請できます。

※自主防災組織の登録については、各区役所の総務企画課にご確認ください。

3 補助の対象となる防災資機材の品目

【対象品目一覧】

応急資機材	【消火活動用】	災害時生活用資機材	発電機
	消火用バケツ 組立式簡易水槽 消火器		ポータブル蓄電池 投光器 簡易トイレ
	【救助活動用】	その他	(携帯トイレ(袋及び凝固剤や給水シート)のみの場合は消耗品のため対象となりません)
	のこぎり ハンマー スコップ ロープ 担架 おの 金てこ かませ木 ジャッキ リヤカー はしご・脚立 階段避難車 救助工具セット		簡易ベッド ストーブ等暖房器具 防水シート・ブルーシート
	【救護活動用】		ヘルメット 資機材収納箱(カートやバッグ等も可) エレベーター用防災キャビネット テント 防災資機材保管庫
	救急箱 車椅子 AED		

購入する防災資機材は新品とし、リサイクルショップでの購入やインターネットオークション・フリーマーケットアプリ等を含む個人売買による購入は、対象外です。

4 補助の対象となる経費

補助の対象となる経費は、防災資機材の購入費用及び購入・設置に必要な経費です（消費税を含む）。

【補助対象にならない経費】

- ・防災資機材保管庫を購入する場合、建築確認申請に係る費用など、資機材そのものの費用ではない経費
- ・購入した防災資機材の送料
- ・防災資機材用の消耗品の購入費用（例：携帯トイレ（袋及び凝固剤や給水シート）、救急箱に入れる中身の薬などのみ）
- ・補助金の交付が決定される前に購入した防災資機材の費用
- ・各種ポイントを利用して支払った分の金額

5 補助金の交付額

補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額から、1,000円未満の端数を切り捨てた額とし、10万円を上限に交付します。

【補助金額の計算例】

《例1》購入金額（消費税込み）が、20万円未満の場合

- ・購入金額 発電機 143,000円（消費税込み）
- ・補助金額 $143,000 \text{ (円)} \div 2 = 71,500 \text{ (円)}$
1,000円未満は切り捨てるので、補助金額は71,000円です。

《例2》購入金額（消費税込み）が、20万円以上場合

- ・購入金額 発電機 330,000円（消費税込み）
- ・補助金額 $330,000 \text{ (円)} \div 2 = 165,000 \text{ (円)}$
上限は10万円なので、補助金額は100,000円です。

○留意事項

補助金の交付は一つの自主防災組織につき1年度1回限りです。

2 補助金交付までの流れ

1 申請書の提出 《記入例 p 8-9》【町内会→札幌市】

交付申請をするときは、札幌市危機管理局ホームページの申請フォームに必要な事項を入力し、(1)の必要書類を添付の上、スマート申請でお手続きいただくか、(2)の必要書類を危機管理局へ郵送または持参にてご提出ください。

(1) スマート申請の場合

必要書類

- ①見積書の写し(品名(製品名)、数量、費用の内訳が分かるもの)
- ②委任状(兼口座振替申出書)(様式1関係)《記入例 p 10》(補助金の振込先口座が町内会長または町内会名義以外のとき)

(2) 郵送または持参の場合

必要書類

- ①防災資機材購入費補助金交付申請書(様式1)
- ②見積書の写し(品名(製品名)、数量、費用の内訳が分かるもの)
- ③委任状(兼口座振替申出書)(様式1関係)《記入例 p 10》(補助金の振込先口座が町内会長または町内会名義以外のとき)

○留意事項

- ・自主防災組織の登録番号が不明の場合は、各区役所の総務企画課にご確認ください。
- ・インターネットを利用して購入する場合で見積書を得られないときは、品名、数量、費用の内訳が分かる画面を印刷して、添付してください。

2 申請書類の審査・交付決定通知 【札幌市→町内会】

申請内容が補助対象として認められるかどうかを札幌市が審査します。

審査の結果、交付が決定したときは、補助金交付決定通知書を送付します。

○留意事項

- ・交付決定された補助金は、申請した防災資機材の購入のためにのみ使用してください。
- ・申請内容と異なる防災資機材を購入した場合は、補助金を返還していただく場合があります。
- ・やむを得ない理由により、申請内容の変更が必要な場合は、**3**の変更申請をしてください。

3 申請内容の変更や購入の中止をする場合【町内会→札幌市】

1 変更の申請をする場合《変更の記入例 p 12-13》

補助金交付決定通知を受けた後に、やむを得ない理由により当初の申請を変更するときは、変更申請が必要となります。ただし、購入する防災資機材の品目を変更したり、購入する品目や数量を増やすことは認められません。

変更申請をするときは、札幌市危機管理局ホームページの申請フォームに必要な事項を入力し、(1)の必要書類を添付の上、スマート申請でお手続きいただくか、(2)の必要書類を危機管理局へ郵送または持参にてご提出ください。

(1) スマート申請の場合

必要書類

- ①見積書の写し(変更後の品名(製品名)、数量、費用の内訳が分かるもの)

(2) 郵送または持参の場合

必要書類

- ①防災資機材購入費補助金交付変更申請・中止届出書(様式4)
- ②見積書の写し(変更後の品名(製品名)、数量、費用の内訳が分かるもの)

【変更がやむを得ないと認められる例】

- ・見積を受けたポータブル蓄電池の価格が、見積時点より高い価格（低い価格）で販売されることになったため、補助金額の変更を申請する。
- ・ポータブル蓄電池とヘルメットを購入予定であったが、ポータブル蓄電池の販売が終了し、購入できなくなったため、ヘルメットのみ購入する。
- ・テント3基を購入予定であったが、緊急の支出があり、町内会の予算でテント3基分の購入費用を支出することが困難となったため、テント1基のみ購入する。
- ・A社のテントを購入予定であったが販売が終了し、購入できなくなったため同等水準のB社のテントを購入する。

○留意事項

- ・補助金の予算額が上限に達したときは、変更申請による増額はできません。
- ・変更申請についてご不明のときは、事前にお問い合わせください。

2 購入を中止する場合《購入中止の記入例 p14-15》

当初申請した防災資機材の購入を全て中止する場合は、中止の届出をしてください。

中止の届出をするときは、札幌市危機管理局ホームページの申請フォームに必要事項を入力しスマート申請でお手続きいただくか、(2)の必要書類を危機管理局へ郵送または持参にてご提出ください。

(1) スマート申請の場合

必要書類

添付書類はございません。申請フォームに必要事項を入力してください。

(2) 郵送または持参の場合

必要書類

- ①防災資機材購入費補助金交付変更申請・中止届出書（様式4）

4 変更申請書類の審査・変更通知書 【札幌市→町内会】

変更申請があったときは、交付内容の変更が認められるかどうかを札幌市が審査します。

審査の結果、交付内容の変更を認めたときは、補助金交付決定内容変更通知書を送付します。

5 実績報告書の提出《記入例 p16》【町内会→札幌市】

防災資機材を購入した後、期限内に、札幌市危機管理局ホームページの申請フォームに必要事項を入力し、(1)の必要書類を添付の上、スマート申請でお手続きいただくか、(2)の必要書類を危機管理局へ郵送または持参にてご提出ください。

(1) スマート申請の場合

必要書類

- ①領収書の写し（購入日、品名（製品名）、数量、購入金額が分かるもの）

(2) 郵送または持参の場合

必要書類

- ①防災資機材購入実績報告書（様式6）
- ②領収書の写し（購入日、品名（製品名）、数量、購入金額が分かるもの）

○提出期限

- ・**交付決定日**または**交付決定内容変更日の翌日から60日以内**
- ・概算払（7参照）を希望していた場合は、**交付決定日**または**交付決定内容変更日の翌日から90日以内**

・上記の期限が令和9年2月26日（金）より後となるときは、**令和9年2月26日（金）**が提出期限となりますのでご注意ください。

※交付決定日とは、補助金交付決定通知書（**2**参照）の日付のことです。

※交付決定内容変更日とは、補助金交付決定内容変更通知書（**4**参照）の日付のことです。

・やむを得ない事情により提出期限までに実績報告が困難となった場合は、速やかに危機管理局に報告して、指示を受けてください。

6 実績報告書の審査・補助金額の確定 【札幌市→町内会】

実績報告書の内容を札幌市が審査し、適正と認められたときは、補助金額を確定し、補助金交付決定通知書を送付します。

申請した内容と異なる報告がなされたときは、是正措置を求める場合があります。

7 補助金の交付 【札幌市→町内会】

補助金額を確定した後、補助金をご指定の口座にお振込みします。補助金の交付には、補助金交付決定通知書の送付から3週間程度かかります。

【概算払について】

補助金は、原則、防災資機材の購入後に実績報告書を提出し、補助金額が確定した後に交付されます。ただし、購入前に交付することが適切と認められる場合は、概算払として交付決定通知の後に補助金を受けることができます。

概算払を希望する場合は、防災資機材購入費補助金交付申請書（様式1）

（**1**参照）の「8 概算払の申出」において、「希望する」を選択のうえ、必要な理由をご記入ください。

なお、補助金の交付には、補助金交付決定通知書（**2**参照）の送付から3週間程度かかります。

3 注意事項

- 1** 購入した防災資機材の管理
補助を受けて購入した防災資機材については、自主防災活動に十分活用するとともに、責任をもって維持管理してください。
- 2** 交付決定の取消
次のいずれかに該当するときは、交付決定の全部または一部を取り消し、補助金の返還を命じることがあります。
 - ・虚偽その他の不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
 - ・関係法令及び札幌市防災資機材購入費補助金交付要綱の規定に違反したとき。
- 3** 帳簿及び書類の備付けについて
防災資機材の購入に係る収支については帳簿を整備し、支出を証明する領収書等の書類を添付したうえで、令和8年度から5年間保存してください。
- 4** 防災資機材保管庫の設置について
防災資機材の保管庫の設置について、設置する土地の所有者等にあらかじめご確認ください。
また、建築基準法による建築確認申請など、法令に基づく申請が必要となる場合があります。事前に設置業者にご相談ください。
市の助成による防災資機材の保管場所の確保が難しい場合、地域内にある公園や防火水槽用地へ保管庫を設置できる場合があります。詳しくは各区土木センター（公園）、各消防署（防火水槽用地）へご相談ください。